

## 第5節 関連資料及び新聞記事

### 5.1 関連資料

1 平成14年9月24日 坂本村議会 「意見書の提出について」

坂議第215号  
平成14年9月24日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県八代郡坂本村議  
議長 松田 重敏  
熊本県八代郡坂本村議  
会議長印

#### 意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、下記に関する意見書を別添のとおり提出します。

#### 記

荒瀬ダムの継続に対する意見書

#### 荒瀬ダムの継続に対する意見書

荒瀬ダムに対する坂本村民の評価は、かねてより伺い知るところであります。

- 1) 荒瀬ダム建設後50年、地元住民及び漁民は多大の被害を被ってきたこと。
  - ①洪水による損失
  - ②水質汚染、悪臭等の環境悪化
  - ③河床の土砂、汚泥の堆積
  - ④荒瀬地区の振動
  - ⑤荒瀬-合志野の流水の損失
  - ⑥漁場の喪失
- 2) 往年の清流「球磨川」を再生し、そのことを基軸とした坂本村活性化計画策定の要望が強いこと。

更に
- 3) 8月9日の説明会で示された諸改善策は、地元住民及び漁民の不満の解消・要望とは大幅な乖離があること。

さかもと21躍動プランに標榜する「水とみどり・うるおいの郷さかもと」に相応しい村づくりのために、清流「球磨川」を再生し、後世に生きる者の財産として残すべきだと考えます。

ついで、「荒瀬ダムの継続に反対を求める請願」の主旨に則り、水利権の更新に関わる荒瀬ダムの継続を停止されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年9月20日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県八代郡坂本村議会議長 松田重敏



熊本県知事 潮谷 義子 様

「藤本発電所・荒瀬ダム」に関する  
調査報告及び今後への提言書

平成 14 年 12 月 5 日

自由民主党熊本県議団

「藤本発電所・荒瀬ダム」に関する調査報告及び今後への提言書

潮谷知事におかれましては連日県政の課題に誠心誠意取り組んでおられます事に心から敬意を表するものであります。

さて目下、県政の重要課題のひとつであります藤本発電所・荒瀬ダムの存廃に伴う水利権行使の問題につきまして、自民党熊本県連としてプロジェクトチームを結成し、さまざまな角度から調査研究してきたところであります。

先ごろ、その報告書及び今後の対策についての提言書がまとまり、本日（5日）自民党熊本県議団に提出され承したところであります。

自民党熊本県議団としまして、今後の球磨川流域及び県政の発展を熟慮しての結論でありますので、知事におかれましては十分に受けとめていただき藤本発電所・荒瀬ダム問題に対する判断をお願いしたく、ここに調査報告書及び提言書を提出致します。

自由民主党熊本県議会議員団

団長 池田 定行

「藤本発電所・荒瀬ダム」に関する調査報告及び今後への提言書

熊本県企業局が運営する藤本発電所・荒瀬ダムの水利権の許可期間が平成15年3月31日で失効することから、その後の水利権更新について藤本発電所と荒瀬ダムの存廃も含めて、今年春から急速に世論の関心が高まってきた。

このため、自民党県連では政調会長を座長に、地元関係議員、県議会から経済常任委員会の正副委員長ら12人で構成する「荒瀬ダム問題プロジェクトチーム」を6月に結成。①荒瀬ダム及びその周辺の実態 ②発電事業の今後の見通し ③地元八代郡坂本村及び関係団体の意向 ④県企業局及び国土交通省の考え方などを中心に関き取り調査や協議を重ねてきた。その結果、藤本発電所・荒瀬ダム発電事業の今後のあるべき姿について自民党県議団としての合意を得たので、ここに報告し、提言を行う。

【調査経緯】

6月定例県議会において、「荒瀬ダム問題プロジェクトチーム」を結成。6～7月に3回企業局との勉強会を実施し、藤本発電所建設の背景、発電量の推移、荒瀬ダム建設に伴う球磨川や地元坂本村への功罪、今後水利権を更新した場合の収支見通しなどの説明を受けた。

なお、企業局はこの後、8月9日と10月4日の2回にわたり、地元坂本村において水利権更新についての説明会を行った。

その後、11月5日にはプロジェクトチームが地元坂本村へ出向き、村や議会、各団体からの意見聴取を実施するとともに、荒瀬ダム、藤本発電所の現地視察も行った。11月15日には県議会棟で国土交通省九州地方整備局から国土交通省としての考え方、引き続き企業局の考え方などを聴取した。

11月26日、プロジェクトチームの最終会合を開き、これまで協議もしくは考え方などを聴取した結果を踏まえて、プロジェクトチームとしての報告書をまとめた。

12月4日、自民党県議団政審会を開催、了承を受け、同5日、自民党県議団総会にて合意を得た。

【藤本発電所・荒瀬ダム建設の背景と役割】

県では、昭和20年代、戦後復興を目指し、熊本県南部地域の八代・水俣臨海工業地帯の形成を計画し、さらに、人吉盆地開発、不知火海干拓を進めることとした。そのためには電力の確保が最大の急務であった。このことから、球磨川に水力発電の電源を求めるといことで、地形的、技術的な調査が昭和24年から26年まで行なわれ、昭和27年「球磨川総合開発計画」が発表された。

計画は、球磨川の上下流の10か所において発電しようというもので、年間発生総電力量約12億KWH、総工費は当時の金額で約300億円という膨大なものだった。

その計画の一環として、まず、荒瀬ダムと藤本発電所が建設された。昭和28年3月荒瀬ダム、同年10月藤本発電所がそれぞれ着工され、翌昭和29年12月に完成、同月から藤本発電所の営業運転が開始された。ダムと発電所の総工費は約29億円であった。

ちなみに、昭和33年9月には、荒瀬ダムより約9km上流に瀬戸石ダムと同発電所が完成、電源開発の手で運営されることになる。

藤本発電所・荒瀬ダムの水利権は、当時の球磨川の管理者である熊本県との間で50年と定められた。一方、瀬戸石ダム・同発電所の水利権は30年と定められた。

【球磨川における水利権】

現在、球磨川は国（国土交通省）が管理する一級河川である。このため発電、農業用水などの水利使用に関しては、国から水利権の許可を受けなければならない。

水力発電の場合、ダム本体については耐用年数が100年とも120年とも言われているが、50年を許可期間として、その期限が到来すれば更新するというものであった。その後、昭和40年の河川法の一部改正に伴い、河川管理上、さまざまな環境の変化への対応の必要性等から、国では水利権の許可期間を30年とし、現在は、建設後長期間経過したダムを除き原則30年とされている。

水利権の更新は一般的に、書類上の手続きだけで行なわれのが通常である。このため、瀬戸石ダム・同発電所の水利権は、昭和59年4月、通常の手続きで更新された。

今回、藤本発電所・荒瀬ダムの水利権更新について、これほどクローズアップされたのは、川辺川ダム建設問題に端を発した河川環境やアユなど球磨川の魚族減少、また、八代海のノリ不作問題などによる海域環境に対しての関心が高まった

ためとみられる。

【荒瀬ダムと環境問題についての対策】

荒瀬ダムは、球磨川下流域に設置されたダムであるため、とくに土砂の堆積や海城への影響が心配されてきた。このため、建設以来、企業局は定期的な環境対策等を実施してきた。

ダム湖内の堆砂では、昭和 47 年から 60 年までの間で、5 億 8,000 万円をかけ約 60 万立方メートルが除去された。また、塵芥処理、水質調査、底質調査も実施されているところである。そのほかダム湖内の堆砂の増減については毎年深淺測量が行なわれ、ダム湖内の赤潮調査も実施されている。これらは、荒瀬ダムが下流にあるため、生活雑排水の流入や塵芥堆積など、下流域ダムとしての宿命を負わざるを得なかったために、より綿密に環境対策が図られたものである。

このほか、地元坂本村に対しては、発電所建設後、学校や村道、放送施設整備等への助成として合計約 7,000 万円、さらに交付金として合計約 6 億円が交付されている。

【電力需要と九州電力との契約】

資源エネルギー庁の今後の電力需要見通しでは、今後年平均 1.2% 増加し、2011 年度には、対 2000 年度比 14.4% 増の電力需要量を見込んでおり、これに対応するために水力発電供給は 2.3% 増を予定している。

しかし、最近の景気低迷と産業活動の停滞、さらに家庭における省エネルギーの普及などで需要量は横バイもしくは低下傾向にある。このため、九州電力側でも、今後、水力、火力を問わず発電所の増設を控え、当面電力需要の推移を見守ることとしている。

このような中で、企業局と九州電力側の売電契約は平成 22 年 3 月 31 日までとなっており、この契約の履行が求められているところである。さらに原子力発電による供給増は今のところ見込めず、火力発電においても石炭への課税も検討されていることから、既存の水力発電は貴重な電力供給源となっている。

【地域住民・団体の荒瀬ダムに対する意見】

- 3 -

プロジェクトチームでは、去る 11 月 5 日、坂本村役場において地元 8 団体と村長、議長からダム問題に対する意向聴取を実施した。

(意見聴取の概要については別途添付する。)

この中で、囑託員連絡協議会(区長の連絡協)から「ダムはマイナス面だけではなく、交付金や小中校、保育園等への各種支援措置などプラス面も評価すべきであり、既存ダムをあえて税金を使って撤去すべきなのかという一部の意見もある」という発言があった以外は、ほとんどが「撤去して欲しい」、「元の球磨川に戻して欲しい」という意見だった。

また、去る 9 月 20 日には坂本村議会が「荒瀬ダムの継続に反対を求める請願」に基づき水利権の更新に関わる荒瀬ダムの継続を停止されるよう要望するという意見書を議決し、潮谷知事に対して提出されたところである。

【総括】

藤本発電所と荒瀬ダムは県内の戦後復興の貴重な電力源として建設された。その役割は八代、水俣地域さらに球磨川流域への生活向上に計り知れない程大きく貢献した。また、現在も電力供給面から地域振興に果たす役割は大きいし、県企業局の貴重な黒字事業でもある。

しかし、約 50 年を経た現在、放流ゲートをはじめダムの部分的修繕、あるいは発電設備などのリニューアルが必要となっており、今後その投資金額に見合う収益性はかなり厳しいものになることが予想される。

また、下流域におけるダムということでダム湖内の堆砂や泥土、流木やゴミ問題さらに下流への土砂供給など環境面で地元住民にもかなりの不安が見られることも事実である。

私達はダムによる発電が地域社会に対して大きく貢献してきたことを十分に認め、また今後の電力供給に期待するものの、施設の老朽化による収益性の低下、さらに地元住民の方々が訴えられる環境面への不安にも十二分に配慮する必要があると考える。中でも、地元坂本村議会が決議した「水利権の更新に関わる荒瀬ダムの継続停止」の意見書は特に重く受け止める必要があると考える。

しかし、ダム撤去ということは全国的にも例がなく、また莫大な費用も必要とする。さらに撤去による道路崩壊等の新たな 2 次的被害も予想される。また、九州電力側との売電契約の期間が平成 22 年 3 月 31 日までとなっていることも考慮しな

- 4 -

ければならない。

そこで、当面、発電事業を進めながら、撤去した場合発生する環境面の調査を十分行ない、上流部分の護岸補修をはじめ、ダム管理対策や環境対策を総合的に進める必要がある。

特に、ダムえん提は球磨川兩岸をつなぐ橋梁の役割を果たし、住民の貴重な生活路線になっていることもあり、地域住民の生活の安定と利便性に支障を来さぬようすることが大切である。

これらを総合的に勘案した結果、次のことを提言する。

【提言】

- ① 平成 15 年 3 月 31 日が期限の水利権を更新しないということは、現在の発電、送電の現状や近年設備投資に要した費用からすると非現実的であり、非経済的である。
- ② このため、設備の減価償却がある程度進むまで、もしくは九州電力側との売電契約期間である平成 22 年 3 月 31 日までには発電事業を実施することが妥当である。
- ③ しかし、電力の需要動向や各地に建設された火力、原子力発電所などを考えると、戦後復興期ほどの電力供給の必要性、緊急性は少なく、発電事業を中止しても、影響はほとんどないと考える。
- ④ 荒瀬ダムについては、まだ十分に耐用できるものの、ダム管理費や環境対策費と発電による収益などいわゆる費用対効果を考えた場合、一定期間経過後に発電用ダムとしての機能を消失させても差し支えないと考える。
- ⑤ 地元住民や団体から荒瀬ダム撤去の要望が出ると同時に、特に坂本村議会からダム継続の停止を求める意見書が知事あてに提出されたことを重く受け止め、ダム撤去の方向で考えるべきである。
- ⑥ ダム撤去については、莫大な費用を伴うだけでなく、堆積した土砂や泥土の処理、さらに撤去によりダム上流部の護岸の崩壊などを招く恐れがあるため、綿密な調査と準備作業を発電と並行して実施しながら、発電事業停止とともに撤去に着手すべきである。
- ⑦ このため、今回の水利権の更新期間は 10 年を目途とし、発電事業終了後、

- 5 -

ダムを撤去するものとする。

- ⑧ ダムの撤去については、全国でも初めてのケースであるため、撤去方法や撤去費用、撤去に伴う土砂の処理や護岸の補強等については、河川管理者である国と共同して進め、その費用についても国に応分の負担を求めるものとする。
- ⑨ ダム撤去に伴い新たな環境問題が起きることも十分に考えられる。4 万立方メートルに及ぶダムコンクリートの廃棄、さらに急激な土砂の流下、さらに干涸に及ぼす影響など、あらゆる点を考慮し、十分な環境対策を取るべきである。
- ⑩ 荒瀬ダム、藤本発電所が地域経済や産業発展、生活向上に果たした功績をデータとともに記録にとどめ、発電事業の推移、ダムの建設から撤去までという歴史を今後の貴重な参考資料として後世に残すようにする。

以上 10 項目を提言し、知事、企業局におかれては、提言内容を踏まえ、今後の対応策を検討されることを望む。

- 6 -